

吉野川市ホームページ有料広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、吉野川市有料広告掲載取扱要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、吉野川市ホームページ（以下「ホームページ」という。）に掲載する広告の取り扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の範囲)

第2条 広告掲載の範囲は、要綱第4条の規定を適用するものとし、その広告を掲載する団体等（以下「広告主」という。）のホームページにリンクするものとする。

(広告枠の規格)

第3条 広告枠の規格は、それぞれ次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 大きさ 縦47ピクセル 横170ピクセル
- (2) 形式 GIF（アニメーション不可）、JPEG 又は、PNG。
画像が変化するものは不可。
- (3) 容量 5 KB 以下

(広告の掲載位置及び掲載枠数)

第4条 ホームページへの広告の掲載位置及び掲載枠数は、市長が別に定める。

(広告掲載料)

第5条 広告掲載料は、広告枠1枠あたり月額1万円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

ただし、3か月以上継続して掲載する場合は10パーセント相当額を、6か月継続して掲載する場合は20パーセント相当額を、それぞれの月額料金から割引くものとする。

(広告掲載の申込み)

第6条 広告の申込みは、吉野川市ホームページ広告掲載申込書（様式第1号）によるものとする。

2 同一の広告主が申込みことができる広告は、同時期に1件を限度とする。

(広告の掲載期間)

第7条 広告の掲載期間を1月単位とし、掲載申込みのあった期間とする。ただし、年度を超える期間を指定することはできない。

(リンク先の変更の求め等)

第8条 市長は、掲載された広告のリンク先のホームページの内容が法令又はこの要領等に違反し、その他適当なものでないと認めるときは、広告主に対し、その変更を求めることができる。

(広告等の変更)

第9条 広告主は、1月を単位として、広告の内容又はリンクを変更することができる。

2 広告主は、前項の規定により広告の内容又はリンクを変更しようとする場合は、変

更しようとする月の前月の15日までに市長に対し、吉野川市ホームページ掲載広告等変更申込書（様式第2号）を提出し、承認を得るものとする。

- 3 リンク先のページのアドレスが変わったことによるリンクのみの変更の場合にあつては、広告主は、変更しようとする日から起算して7日前までに吉野川市ホームページ掲載広告等変更申込書により市長に届け出て、承認を得るものとする。

（広告掲載料の返還）

第10条 広告掲載料の返還は、要綱第12条の規定を適用するものとする。

- 2 広告掲載期間内に、次に掲げる理由により、本市がホームページを閉鎖した場合は、閉鎖日数に応じて、掲載期間を延長する。ただし、閉鎖日数が1日未満の場合は、掲載期間の延長は行わない。

（1）機器等の保守又は工事を行う場合

（2）天災事変その他の非常事態が発生した場合

（禁止行為）

第11条 広告主は、次に掲げる行為を行ってはならない。

（1）サーバーその他本市のコンピュータシステムに不正にアクセスする行為

（2）広告の閲覧者のコンピュータに障害を及ぼす行為

（3）その他市長が広告主として不適切と認める行為

- 2 広告主は、要綱第8条第2項の規定により決定を受けたホームページへの広告掲載の権利を譲渡してはならない。

（その他）

第12条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成20年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。